

事務連絡
平成20年6月3日

都道府県後期高齢者医療制度主管課（部）御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局御中

厚生労働省保険局
総務課高齢者医療企画室

長寿医療制度の保険料軽減に係る与党PTにおける取りまとめについて

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長寿医療制度については、先日来、与党プロジェクトチームにおいて、その運用面での改善について検討が重ねられてきたところですが、本日、別添の内容により、対策の第1弾として、低所得者の保険料の軽減対策に係る取りまとめが行われましたので、取り急ぎ送付いたします。

今後、与党内の手続きを経て、政府において対応を検討していくこととしており、おってその詳細についてお知らせいたします。

本事務連絡につきましては、お手数ですが、都道府県後期高齢者医療制度主管課（部）より管内市区町村にお知らせいただくようお願いいたします。

なお、取りまとめ内容について、以下のとおり補足いたします。

※ 取りまとめ内容についての補足

- ① 均等割については、平成20年度の当面の措置として、7割軽減に該当する方は8.5割軽減とし、保険料の還付事務はできる限り生じない措置を講ずることとされています。
- ② 所得割に係る平成20年度の軽減措置については、システム改修等の事情から間にあわない自治体におかれては、平成20年度は実施しないこともできるとされています。